

東京医科歯科大学における
教員のハラスメント防止のための学生指導上の基本的な考え方

令和4年8月2日
ハラスメント防止委員会制定

本学での教育活動は、基本理念「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」に基づき、「幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材」を育成するために行われるものである。教育活動は、礼節と個人の尊厳を重んじ、誠実になされるべきものであるが、こうした崇高な理念を不当に傷つけるハラスメント行為は、決して許されるものではない。

教員と学生とが良好な人間関係を築き、実りある研究教育活動を進める基盤として、本学のハラスメント防止の観点から見た基本的な考え方は、指導対象が学部学生、大学院生（以下、大学院研究生を含む。）かを問わず、以下のとおりである。

1. 教員と学生は、お互いを対等な人格であることを認め、一人ひとりの人間としての尊厳と人権を守る。
2. 大学の構成員たる教員及び学生の一人ひとりの学問の自由と自律性を基礎とした、教育研究の自由と自律性を確保する。
3. 学生の修学の目的を達成するため、教員と学生との関係には、指導及び評価を与える者とこれを受ける者という非対称的な関係が存在し、教員はその必要な範囲で指導することが許されていると解される。この関係は、学生の修学の目的に限られ、支配・被支配の関係や、いわゆる主従の関係でもないことは、前記の2つの項に照らして、銘記されるべきである。
4. 学生への指導においては、社会や科学技術の発展への貢献、またそれに資する人材の育成という観点にも鑑み、中立・公正・公平を旨として、関連する法令および本学の規則・基準等に則り行われる。
5. 学生への指導の方法や態様については、指導の効果の観点とハラスメント概念を含む人権擁護の動向を踏まえ、常に検証・改善・充実を図る。特に、教員自らが過去に受けた指導等、過去に許容されていた指導方法や態様であったとしても、現在は社会通念上も許容されず法令違反となるものもありうることに留意する。
6. 分野における学生指導の最終的な責任は所属長である教授が負い、学生のみならず分野内の教職員とのコミュニケーションを通じて、分野内に信頼関係を基盤とした良好な教育・研究環境を構築すること。

上述の考え方を踏まえ、教員から学生へのハラスメントを防止する観点から、学生指導に当たって留意すべき事項を以下に列挙する。学生指導については、分野や学科・専攻の特性等に応じた方法があると考えられるものの、以下はそうした違いにかかわらず、本学共通の事項とする。また、別紙の具体例も併せて参考にする。なお、学生がリサーチアシスタント等により部分的な雇用関係にある場合においても、教員と学生との関係を基本と考える。

人格の尊重・個人情報保護・差別の禁止

●指導の際には、教員は、学生の人格とプライバシーを尊重する。特に、人種・国籍・民族・思想信条・出身地・容姿・障がい・経歴・年齢・家庭環境・性的指向・性自認等について触れる際は、学生の個人情報保護を遵守するとともに、学生の思想信条の自由を侵害しないよう留意し、また、差別的言動を行わないものとする。なお、これらの事項を教材や研究テーマとする際は、個人情報保護、思想信条の自由の尊重、及び差別や偏見の排除について学生に併せて指導するものとする。

●特に外国人学生については、言語環境・生活習慣・文化的背景等の違いに配慮して、適切な指導を行うこと。外国人学生が本学での学修・研究活動に良い印象と達成感を持ち、当該学生の向こう数十年にわたるであろう専門的な活動と、国際交流の良き礎となるよう尽力すること。

アカデミック/パワー・ハラスメントの予防

●学生の大学院出願の際の相談や、入学後の研究テーマの決定に当たっては、教員は、自身の研究室の研究動向や研究資源等を十分に説明し、学生の希望や考えを傾聴すること。学生の希望するテーマが不適当な場合は、その理由を懇ろに論理的に学生に説明し、理解を得た上でテーマを決定すること。

●教員は、大学院生の研究指導について、定期的に進捗状況を確認し、問題の把握と対策措置を進めて、学位審査を含め大学院の全課程の丁寧な時間管理に努めること。

●学生に、指定の期間内で成果を上げることが困難な実験や研究を行わせる等、過大な業務を行わせてはならない。また、連日深夜まで学生を大学に残らせて研究等をさせることのないように留意すること。

●教員は、学生のオーサーシップについて適切な取扱いをすること。研究成果の帰属は当該研究を行った学生・教員の貢献度によることを改めて認識し、コレスポンドング・オーサーその他になることについても要件に該当するか慎重に判断すること。

●教員の学生への指導は、大学の諸規則等により定められた教育課程の範囲内で行われるものであって、教員の判断で指導の範囲を恣意的に拡大してはならない。修学の目的の範囲を越えて、学生のプライベートの詮索や、教員の私的な用件の遂行を求める等あってはならない。

●学生を評価する立場の優位性を利用して、大学の諸規則等に定めるルールや基準を越えた恣意的な判断による評価を行ってはならない。特に進路決定（卒業・進学・就職等）に関わる評価については、その影響の大きさに鑑みて、より一層慎重かつ厳正・中立・公正な評価が求められることに留意する。

セクシュアル/モラル・ハラスメントの予防

●学生への指導は、学内及び実習等機関内で行うものとする。やむを得ず学外または実習等機関外で指導を行う場合には、真に必要最小限の時間や場所・方法等により行うものとし、教員と学生間の指導関係を越えたプライベートな行動と誤解されることのないよう、言動に慎重を期すること。

●密室等、第三者の目が届かない場所での教員と学生との1対1での指導は原則として行わない。

●学生への指導として、メールや電話、SNSを利用した1対1の過度に頻繁な連絡は行わない。

●指導における早朝や深夜等の特殊な時間帯及び休日の学生への連絡は、原則として行わない。また、動物実験を行う等、深夜や休日等に指導や研究従事が必要な場合は、事前に学生にその内容及び必要性について説明を行うこと。

●教員—学生間の身体接触は、異性間・同性間を問わず、行ってはならない。学生を鼓舞する・励ます目的でのスキンシップであったとしても、身体接触は許されない。特に飲酒の場では気が緩みがちになり、身体接触や暴力等のハラスメント行為が誘発される可能性が高いため、とりわけ注意すること。なお、手技等の指導上、必要不可欠あるいは避けられない教員—学生間の身体接触については、その範囲や態様及び必要性を明定して、指導前に教員—学生間で共有すること。また、学生は当該身体接触を忌避する自由を有するものとし、忌避したことをもって、不利益を被らないものとする。

●学内の人間関係がそのまま持続する親睦会等への学生の参加は、その自由な意思に基づくものでなければならず、参加の強要はもとより、参加を原則とする等の対応をしてはならない。また飲酒に関しても同様に、学生の意思にゆだねられるものであり、教員が強要できるものではない。

教員が学生からハラスメントを受けた場合

●万が一、教員が学生側からハラスメントと思われる言動を受けた際は、冷静に対応すること。また、状況に応じて、必要な調査や、当該学生への指導票発行等の対策が検討されるため、教員はその言動について発生した日時、具体的な事象、事象の記録・証人等を確認し、所属長に報告した上で、学内の相談窓口にご相談すること。

【ハラスメントにかかる相談先】 総務部コンプライアンス課

【学生指導に関する相談先】 学生支援・保健管理機構 学生・女性支援センター

【メンタルヘルスに関する相談先】 学生支援・保健管理機構 保健管理センター

(以上)